

お知らせ

「伐採及び伐採後の造林の届出書」に必要な添付書類等が変わりました!

確認事項		内 容			
県の許可となる開発面積か		・伐採面積が1ha以上か → 1ha以上なら県への許可申請案件となります。 ・伐採面積が0.5ha以上、太陽光発電設備の設置が目的の場合 → 県への許可申請案件となります。			
添付書類		内 容			
1	該当森林の位置図、区域図	・位置図 届出の対象となる森林の位置が特定できる図面 (縮尺は任意)			
		・区域図 森林の区域の外縁を明示した図面 (実測不要)			
		※区域図により森林の位置が特定できる場合は、区域図により位置図を兼ねることができます。			
2	届出人の確認書類	区 分	いずれかの書類を添付		
		法人の場合	・法人の登記事項証明書	・法人番号を記載した書類	
			・法人の名称及び所在地を記載した書類	・又はそれらの書類の写し	
		※法人の職員が届出書を提出する場合		・従業員証等の提示を求めます。	
		法人でない団体の場合	・団体の規約又はその写し	・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類	
		個人の場合	・住民票の写し	・個人番号カード(表面)の写し	・運転免許証の写し
			・国民年金手帳等の写し		
※委任を受けた者が提出者の場合		・委任状 (伐採届出に関する)			
届出人は、土地の所有者又は森林の伐採する権原を有する者に限ります。委任者を届出人とすることはできません。					
3	森林を伐採する権原確認書類	いずれか土地の所有権を証する書類			
		土地の所有者	・登記事項証明書	・売買契約書の写し	・遺産分割協議書の写し
			・贈与契約書の写し	・固定資産税納税通知書の写し	
			・土地の賃借契約書等の写し		
		いずれか伐採する権原を証する書類			
土地所有者以外	・立木の登記事項証明書	・立木売買契約書	・遺産分割協議書		
	・贈与契約書	・伐採の同意書・承諾書	・伐採の受委託契約書		
	・又はそれらの書類の写し	※伐採権原に関する状況書類の様式あり			
4	法令による許認可の申請状況を記載した書類 (該当する場合のみ)	いずれかの書類			
		・申請済で許可がある場合は、行政庁が発行した証明書、許認可証の写し			
		・申請中の場合 許認可の種類、申請先及び申請年月日を記載した書類 (様式あり)	・申請前の場合 許認可の種類、申請先及び申請予定時期を記載した書類 (様式あり)		
5	隣接森林との境界確認書類	いずれかの書類			
		境界を確認したことを証する書類			
		・境界確認に立会者の氏名、確認日時等の境界確認時の状況を記載した書類の写し ・隣接森林所有者の現地立会写真 ・隣接森林との境界に関する既存資料の確認などの取組状況を説明した書類 等の写し ※ 隣接森林所有者との境界確認の状況書類の様式あり			
		省略できる場合 (いずれかの場合)	(1) 路網の作設や施設の保守等のため線状、面的及び単木的な伐採を行う場合であって、届出者が隣接森林から距離を置いて伐採することを誓約する場合	添付書類 ・誓約書 (様式あり)	
			(2) 隣接する森林地との境界に接していないことが、状況から明らかな場合 (次の場合)	添付書類 ・写真等 (添付された位置図及び区域図で客観的に判断できる場合のみ)	
			① 明確な谷や尾根等の地形により、明らかな場合		
② 道路や柵等により、明らかな場合					
③ 地籍調査済みで、境界杭の存在が、明らかな場合					
④ 立木への標示や林相により、明らかな場合					
(3) 誓約書等の添付により伐採開始時までに境界確認を行うことを明らかにした場合。	添付書類 ・誓約書 (様式あり)				
(4) 届出者が国、自治体、独立行政法人である場合	添付書類不要				

★ 年度内に繰り返し届出を行う場合は→添付書類の代替が可能です

同一年度内に既に届け出済の届出書に添付した書類と同一のものを添付する必要がある場合は、「〇〇については、令和〇年〇月〇日付けの届出書に添付した書類と同一」と記載した書面を添付することにより代替できます。